様式第十九号及び様式第二十一号から様式第二十三号までの様式中「平成」を「令和」に改める。

第二十六条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

（じん肺法施行規則の一部改正）

様式第七号を次のように改める。

様式第７号（第35条関係）

第一面

第　　号
所　属　庁
職　名
氏　名
年　　月　　日生
医師免許番号

所属庁
印

じん肺診査医の証

令和　　年　　月　　日発行

第二面

じん肺法（抄）

（じん肺診査医の権限）

第40条　じん肺診査医は、前条第２項又は第３項の規定による職務を行うため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行う事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、又はエックス線写真若しくは診療録その他の物件を検査することができる。

２　前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三面

〔参考〕

（じん肺診査医）

第39条　（第１項　略）

２　中央じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うものとする。

３　地方じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うほか、第21条第４項の規定による指示に関する事務に参画するものとする。

（第４項及び第５項　略）

第四面

（余白）

（縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル）